

第1回 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月5日(木) 午後2時25分から3時まで
開催場所	港北区役所4階特別会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 西田 ちゆき (法政大学現代福祉学部兼任講師)</p> <p>委員 大森 幹雄 (港北区保健活動推進委員会会長)</p> <p>坂田 裕子 (税理士)</p> <p>竹崎 理浩 (港北区連合町内会代表者)</p> <p>中原 圭介 (港北事業者連絡会“ガンバ港北”会長 (ケアマネ部会))</p> <p>【事務局】</p> <p>港北区福祉保健課長 米岡 由美恵</p> <p>港北区福祉保健課事業企画担当係長 吉田 哲朗</p> <p>港北区福祉保健センター高齢・障害支援課長 阿部 卓</p> <p>港北区高齢・障害支援課高齢者支援担当係長 渡邊 哲治</p> <p>港北区福祉保健課事業企画担当 禧久 明子、丸山 希和子</p>
欠席者	無し
開催形態	公開 (傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出について 2 会議の公開・非公開について 3 申請要項について 4 選定基準について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に西田委員を選出、委員長職務代理者に竹崎委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第2回 申請団体の面接審査、指定候補者の選定に関する審査、審議 は非公開。 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、2週間程度の時間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定。
議事	<p>1 委員長の選出について</p> <p>横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に西田委員を選出。</p> <p>同要綱第6条第3に基づき、委員長が職務代理者に竹崎委員を指名。</p>

2 委員会の公開・非公開について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

・本日の第1回選定委員会について

非公募の案件であり、申請要項の内容が公開前に漏洩することによる不公平を期すことがないため、公開とする。

・第2回選定委員会について

申請団体の面接審査では申請団体独自のノウハウ、保有する個人情報などを回答する可能性があり、一般に公開することでそれらが遺漏してしまうことを防ぐため、非公開とする。

また、これらの内容を審査、審議する過程においても、一般に公開することで、それらが遺漏してしまう可能性があるため、非公開とする。

(委員長)

この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

3 申請要項について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

今期、申請要項の内容に前回と大きく変わった点はあるか。

(事務局)

大きな変更はありません。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

4 選定基準について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

・申請要項 15 頁「エ 評価基準項目について」に記載のとおり。

○採点方法

・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。

・評価項目 7 (1) は「0点」又は「4点」の 2 段階評価とし、(2) はア

	<p>からウまでそれぞれ「0点」又は「2点」の2段階評価とする。事務局で申請団体から提出された「評価基準加点項目に係る申出書（様式9）」の内容を確認し、その結果を示すのでそれをもとに点数付けを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目8は実績評価の加減点として、-10～10点の範囲内で評価を行う。事務局で作成した前期の指定管理業務の実績報告書を基に、団体から提出された事業計画書を参考にして採点する。 ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。 <p>○審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議時、一度仮採点した後に、各委員が仮採点結果の考え方を表明し、その結果を踏まえて本採点する。 ・面接審査のタイムスケジュールについては、法人からのプレゼンテーション10分と質疑応答20分の計30分とする。 ・選定委員が欠席した場合、ヒアリングが実施できないため、欠席した委員分は集計には加えないこととする。 <p>○最低制限基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。 ・全評価基準項目のうち、「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点210点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%を最低制限基準とする。 <p>○指定候補者の決定</p> <p>選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。</p> <p>(委員長)</p> <p>評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということでよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会名簿 (2) 横浜市福祉保健活動拠点条例・同施行規則 (3) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例等 (4) 「区福祉保健活動拠点」の次期指定管理者の選定について

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(5) 指定管理者選定スケジュール（案）(6) 横浜市港北区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項及び申請関係書類（案）(7) 指定管理者の選定基準について(8) 「財務状況」及び「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案）について |
|--|--|

2 特記事項

今回は、日時：令和7年4月9日（水）または16日（水）に開催予定。

※時間等詳細は追って連絡する。